

令和7年度 第1回 茨木市地域包括支援センター運営協議会

開 催 日 時	令和7年7月18日（金）午後2時00～午後3時54分
開 催 場 所	茨木市合同庁舎6階会議室
会 長	井元委員
出 席 者	【協議会委員】 井元委員、本多委員、立花委員、末藤委員、河相委員、大北委員、佐田委員、奥本委員、山田委員、西田委員 【事務局（市職員）】 ＜福祉部＞ 澤田部長 （福祉総合相談課）岩崎次長兼課長、杉林主幹兼相談3グループ長、萩原 （福祉指導監査課）石井課長、前西課長代理兼係長、保知 ＜健康医療部＞（長寿介護課）西浦課長代理兼管理係長 【地域包括支援センター】 石原（清溪・忍頂寺・山手台）、中澤（安威・福井・耳原）、山本（豊川・郡山・彩都西）、森山（太田・西河原）、藤井（三島・床栄）、田村（東・白川）、岡田（春日・郡・畑田）、富田（沢池・西）、島田（春日丘・穂積）、山根（茨木・中条）、西谷（大池・中津）、野田（天王・東奈良）、橋本（玉櫛・水尾）中尾（玉島・葦原）
欠 席 者	富永委員、加藤委員

議 題	(1) 会長及び会長職務代理者の選出 (2) 報告案件 案件1 地域包括支援センターの収支決算・予算について (内容) 令和6年度決算及び令和7年度予算報告 【資料1】 案件2 地域包括支援センターの活動状況について (内容) 令和6年度の活動状況 【資料2】 案件3 令和6年度地域包括支援センター業務評価について 【資料3】 案件4 地域包括支援センターの事業報告・計画について (内容) 令和6年度事業報告・令和7年度事業計画 【資料4】 案件5 地域密着型サービス整備計画について (内容) 令和6年度までの整備状況並びに第9期整備予定及び実績 【資料5】 (3) 審議案件 案件1 地域密着型サービス事業者の指定について (内容) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護等7件 【資料6】 (4) その他の案件 今後の予定・連絡事項等 (5) 閉会
資 料	配席表 委員からの事前質問・提案への回答 合同庁舎地図 令和7年度第1回茨木市地域包括支援センター運営協議会会議次第 発言順序表 資料1 令和6年度収支決算一覧表 資料2 令和6年度活動状況 資料3 令和6年度業務評価 資料4 令和6年度事業報告・令和7年度事業計画 資料5 地域密着型サービス整備計画について 資料6-1 指定地域密着型サービス事業者の指定について 資料6-2 指定地域密着型サービス事業者の指定について 資料6-3 指定地域密着型サービス事業者の指定について 資料6-4 指定地域密着型サービス事業者の指定について 資料6-5 (差替分) 指定地域密着型サービス事業者の指定について 資料6-6 指定地域密着型サービス事業者の指定について 資料6-7 指定地域密着型サービス事業者の指定について

議 事 の 経 過	
発 言 者	発 言 の 要 旨
	1 開会
事務局（萩原）	それでは、定刻となりましたので、本日の協議会開催につきまして1点、ご説明とご協力のお願いを申し上げます。 本日ご出席の皆様には、ご高齢の方々と直接接するお仕事をしておられる方も多くいらっしゃいますため、本日の協議会は、ご出席の皆様方には、消毒やせきエチケットと合わせまして、水分補給の際を除いて常にマスクをご着用いただきますよう、できる限りのご協力をお願いいたします。マスクをお持ちでない方は、事務局でご用意しておりますのでお申し出ください。 それでは、運営協議会の開会に先立ちまして、本市職員が、部長以下、自己紹介をさせていただきます。福祉部長の澤田でございます。
澤田福祉部長	よろしくお願いいたします。
事務局（萩原）	福祉部次長兼福祉総合相談課長、岩崎でございます。
事務局（岩崎）	岩崎でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
事務局（萩原）	福祉指導監査課長、石井でございます。
事務局（石井）	石井でございます。よろしくお願いいたします。
事務局（萩原）	長寿介護課課長代理の西浦でございます。
事務局（西浦）	西浦です。よろしくお願いいたします。
事務局（萩原）	続きまして、運営協議会の開会に当たり、今回、運営協議会委員の改選がございましたので、委員の皆様をお一人ずつご紹介申し上げますので、恐れ入りますが、順にご起立をお願いいたします。 まず、梅花女子大学教授の井元委員でございます。
井元委員	井元でございます。よろしくお願いいたします。
事務局（萩原）	藍野大学教授の本多委員でございます。
本多委員	本多です。どうぞよろしくお願いいたします。
事務局（萩原）	茨木市医師会の立花委員はご欠席のご連絡はいただいていないのですけ

末藤委員	れども、今のところまだ到着されておられません。茨木市医師会の富永委員と、茨木市薬剤師会の加藤委員は、所用のためご欠席と伺っております。 茨木市高齢者サービス事業所連絡会の末藤委員でございます。 末藤でございます。よろしくお願いいたします。
事務局（萩原） 河相委員	同じく、茨木市高齢者サービス事業所連絡会の河相委員でございます。 河相でございます。よろしくお願いいたします。
事務局（萩原） 大北委員	部落解放同盟の大北委員でございます。 大北でございます。よろしくお願い申し上げます。
事務局（萩原） 佐田委員	大阪司法書士会の佐田委員でございます。 佐田です。よろしくお願いいたします。
事務局（萩原） 奥本委員	ここからは、市民を代表として選出された委員の皆様で、まずは介護保険サービス等利用者代表の奥本委員でございます。 奥本です。よろしくお願いいたします。
事務局（萩原） 山田委員	第1号被保険者代表の山田委員でございます。 山田です。よろしくお願いいたします。
事務局（萩原） 西田委員	第2号被保険者代表の西田委員でございます。 西田です。よろしくお願いいたします。
事務局（萩原）	委員のご紹介は以上でございます。 皆様の任期は2年間となっております、本年4月1日から令和9年3月31日までとなります。2年間どうぞよろしくお願いいたします。 引き続きまして、本日、配付の資料を確認させていただきます。 一番上から、配席表、委員からの事前質問・提案への回答、それからホチキス留め2枚ものの資料として、資料6－1と資料6－2の一部修正分をご用意しております。 それから、協議会委員にのみお渡ししております差替資料としまして、「資料1の2」の修正分、「資料2」4ページの修正分。それから「資料3」は、

澤田福祉部長	丸々差し替えております。 その次に、委員には事前にお送りしております会議資料としまして、そのほかの皆様のお手元にございますのが、会議の次第と、「資料1」、「資料2」。 「資料2」は4ページに誤りがありましたので、差替分を4ページのところに挟み込んでおります。次に、「資料3」なんですけれども、全体ひっくり返していただきますと「資料3」と書いてあるA3の資料でございます。次は「資料4」との表記が抜けておりますけれども、地域包括支援センターの事業報告、事業計画について、左に事業報告、右に事業計画、それぞれ地域包括支援センター1か所につき1ページ記載しているものがございます。その次に「資料5」、最後にクリップ留めの「資料6－1」から「資料6－7」がございます。資料の不足等ございませんでしょうか。 続きまして、委員のお手元に置いております諮問書についてご説明いたします。当運営協議会は、茨木市地域包括支援センター運営協議会設置規則第2条の規定により、茨木市長からの諮問を受けて、記載の諮問事項について、今後審議していただくこととなりますので、よろしくお願いいたします。委員の皆様のお席には、その写しを、会長席にその本書をご用意しております。 それでは開会に当たりまして福祉部長の澤田から一言ご挨拶申し上げます。 皆さん、こんにちは。お世話になっております。 委員の皆様におかれましては、日頃から本市市政の各般にわたり、とりわけ高齢者施策の推進にそれぞれのお立場から温かいご理解とお力添えをいただいておりますことに、厚くお礼を申し上げます。また、このたび、地域包括支援センター運営協議会委員の就任をお願いいたしましたところ、皆様には何かとご多忙中にもかかわらず、快くお引き受けいただいたことにつき、重ねてお礼を申し上げます。 この地域包括支援センター運営協議会は、センターの公平性・中立性の確保や、センターの適切な運営、さらに地域密着型サービスの適切な運営や適正な確保のために設置しており、今日までに貴重なご意見・ご提案をいただいております。地域包括支援センターは、介護保険法に定められた機関であり、本市の介護保険事業計画並びに高齢者保健福祉計画に位置づけ、総合相談等の専門的な事業を実施するものでございます。本市では、平成18
---------------	---

	年度から、保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援するため、地域包括支援センターを順次開設し、高齢者の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うなど、高齢者の支援の充実に努めてまいりました。 また、今年度からは、北保健福祉センターの開設に伴い、5圏域の地区保健福祉センター内に圏域型の地域包括支援センターが入る体制が整備されております。地域包括支援センターなんですけれども、地域包括ケアシステムの基盤づくりの中心的な役割を担う重要な機関でもありますので、引き続き、市は今後連携をし、活動の強化と充実に努めてまいりますので、またセンターの運営について、委員の皆様からも建設的なご意見をいただきたいと考えております。よろしくお願いいたします。 結びに、委員の皆様におかれましては、今後とも何かとご苦勞をおかけいたしますが、それぞれのお立場からご意見やご指導をいただきますようお願いを申し上げます。簡単ではございますが、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。
事務局（萩原）	本協議会の議事進行は会長が行うこととなっておりますが、本日は委員の委嘱後、初めての会合でございますので、会長が選出されるまでの間、福祉部長が議事を進行させていただきます。
澤田福祉部長	誠に僭越ではございますが、会長が選出されるまでの間、本協議会を進行させていただきます。よろしくお願いいたします。 ただいまから、令和7年度第1回地域包括支援センター運営協議会を開催いたします。 まず初めに、本日の委員の出席状況について、事務局から報告を求めます。
事務局（萩原）	本日は、運営協議会委員12名中10名の出席をいただいております。 欠席されている委員は、富永委員と加藤委員のお二人でございます。半数以上の出席でございますので、本協議会設置規則第6条第2項により、会議は成立しております。また、傍聴の方は3名、お越しになっております。
澤田福祉部長	ありがとうございました。 なお、各委員の皆様からいただいた事前の質問につきましては、逐次事務局からの説明に含めて回答する予定としておりますので、よろしくお願いいたします。

	します。 それでは、会議次第２の（１）「会長及び会長職務代理者の選出について」を議題とします。本協議会設置規則第５条第１項に、本協議会の会長は、「委員の互選により定める」と規定されていますが、いかが取り計らいましょうか。
河相委員	はい。
澤田福祉部長	河相委員、どうぞ。
河相委員	前年度も会長を務めていただいた梅花女子大学の井元委員に、今年度もお願いできたらと思っております。いかがでしょうか。
澤田福祉部長	ただいま、井元委員をとの声がございました。 ご異議ございませんか。
西田委員	会長になるキャリアとか、いわゆる受験資格みたいなものがないのであれば、私、立候補したいです。
事務局（萩原）	そうですね、特に資格が要るというものではございません。今、他薦と自薦がございましたが、これは互選で決定するということになっておりますので、委員の皆様方で決めていただくということになろうかと思えます。
澤田福祉部長	それでは、挙手で決めさせていただいてよろしいですか。 それでは、井元委員を会長に推薦していただける方。
本多委員	今、互選ということで異議ないんですけれども、お二人のどちらかにということになりますので、一言ずつ、抱負と言ったらおかしいですけども、一言ずついただいて、それでどちらかという形で、互選させていただければと思います。
澤田福祉部長	はい、分かりました。 ただいま本多委員のほうからご意見ございました。それでは、一言ずつ、

	今回の会長をやっていただけるというところで、お話を一言いただければと思います。
井元委員	私は、地域包括支援センター運営協議会の委員をいつからさせていただいているか分からないぐらいのときからさせていただいておりまして、そして前任の小田会長が退任されてから、会長を務めさせていただいております。ですので、今回また選任されましたら、より一層、これから高齢者福祉のためにお役に立てますよう務めたいというふうに思っております。 どうぞよろしくお願いいたします。
西田委員	2025年で団塊の世代が75歳になりました。私は、何しにここに来たかということ、池の中に石を放り投げに来ました。波紋をつくるために。私が考えているのは、2035年です。10年後。今75歳の方が85歳になって、要介護高齢者、いわゆる在宅で生活するに当たって、介護の利用が増える。そういったときに、地域包括のほうで相談支援だったり、介護サービスの器を整える。10年後に向けて器を整える、そういった協議ができればと、真剣に考えて応募してまいりました。この中ではキャリアが一番若いんですけども、若い分、私の馬力を信じていただきたい。 以上です。よろしくお願いします。
澤田福祉部長	ありがとうございました。よろしいでしょうか。
事務局（萩原）	会長になっていただいた方に、どういったことをしていただくかということを、初めての委員もいらっしゃいますので、ご説明申し上げます。 会長になっていただきますと、委員という立場では他の方と同じですが、会議を進行していくということが一番大事なお仕事かなと思います。今回も資料は事前にお送りしておりましたけれども、どういった議案が出ていて、その議案に対してどういうふうに進めていくとか、滞りがないように進めていただくということになります。ご説明として以上となります。
澤田福祉部長	それでは、挙手により、会長決定をしたいと思います。
井元委員	私たちは挙手はしないということでよろしいでしょうか。

澤田福祉部長	候補の方は、挙手はしないという形でお願いいたします。
大北委員	その前に、先生は他薦だから、お引き受けいただけるのかどうか、そこだけ確認してから決を採ったらと。念のため。
井元委員	はい。
澤田福祉部長	それでは、井元委員に会長をお願いしたいという方は挙手をお願いいたします。
各委員	(7名挙手)
澤田福祉部長	下ろしてください。 次は、西田委員に会長をお任せしたいという方、挙手をお願いします。
各委員	(1名挙手)
澤田福祉部長	それでは、井元委員のほうが多数になりますので、井元委員に会長をお願いしたいというところで、ご異議ございませんか。
各委員	(「異議なし」の声あり)
澤田福祉部長	よろしくお願いします。それでは、拍手でご確認をお願いいたします。
各委員	(拍手)
澤田福祉部長	ありがとうございました。 これより、井元委員に議長を務めていただきます。 井元会長、よろしくお願いいたします。
井元会長	改めまして、井元でございます。どうぞよろしくお願いいたします。 今回は選挙になりましたので、ドキドキいたしておりますが、余計に身の引き締まる思いでございます。皆様のご協力の下に、円滑な議事進行を務めてまいりたいと思います。また、時には活発な議論もあってよいかと思いま

	すので、どうぞよろしくお願いいたします。 それでは、引き続き、会長職務代理の選任に移ります。 本協議会設置規則第5条第3項の規定により、本協議会の職務代理は会長が指名することになっておりますので、ご指名させていただきます。会長職務代理者として、前回から引き続き、藍野大学の本多委員を指名したいと存じますが、本多委員、いかがでしょうか。
本多委員	ありがとうございます。謹んでお受けいたします。よろしくお願いいたします。
井元会長	それでは、委員の皆様、拍手でご確認をお願いいたします。
各委員	(拍手)
井元会長	ありがとうございました。 それでは、会議次第2の(2)、報告案件の1「地域包括支援センターの収支決算・予算について」を議題といたします。 事務局から説明をお願いいたします。
事務局(杉林)	それでは、説明をさせていただきます。令和6年度各地域包括支援センターの収支決算及び令和7年度予算について、ご説明いたします。 お手元の資料1-1をご覧ください。 資料1-1ですが、令和6年度の各地域包括支援センターの決算報告であります。収入に関しまして、1行目の人件費は、社会福祉士等の法定の専門職の人件費、2行目の事務職・事務費等は、介護支援専門員兼事務職員の人件費を含む事務費、この2項目は市からの委託費でございます。次の介護予防支援費と介護予防ケアマネジメント費は、ケアプランの作成件数に応じて得られる介護報酬でございます。収入総額の次にございます市戻入額につきましては、委託契約上、配置することになっている職員を配置できていない期間があった場合や、地域ケア会議の開催回数が足りなかった場合に、その期間や回数に応じて、市への戻入を求めているものでございます。6年度につきましては、地域ケア会議に係る戻入はございませんでした。なお、①の

	清溪・忍頂寺・山手台につきましては、共同事務費の担当でございまして、この共同事務費は、複数のセンターが共同で開催する会議等に係る会場使用料、講師謝礼等として使用するためのもので、これを年度ごとに持ち回りで管理しておりますが、その共同事務費が委託料に上乗せしてありまして、またそのうち、執行しなかった残額が市の戻入額となっております。 次に、資料１－２でございます。 こちらは、令和７年度の予算をお示ししております。この中で、北圏域の２センターにつきましては、前回の協議会でご報告しましたとおり、プロポーザル選定を経て、名称がそれぞれ、茨木市地域包括支援センター天兆園から安威・福井・耳原地域包括支援センターへ、茨木市地域包括支援センター常清の里から豊川・郡山・彩都西地域包括支援センターへ、令和７年４月より変更となっております。 さて、収入につきましては、人口規模に応じて必要となる専門職の人件費と、おおむね一律の事務費を委託費収入としております。①清溪・忍頂寺・山手台と、②安威・福井・耳原につきましては、事務職兼介護支援専門員が兼務しているため、その部分を減額しております。また、⑨春日丘・穂積につきましては、今年度の共同事務費担当ということで５０万円を加算しております。 説明は以上でございますが、河相委員から事前にご質問を頂戴しております。事前質問・提案への回答のうち、１ページ、河相委員の第１問目でございます。 「資料１についてご質問です。人件費や事務費等に関して、他市または適正金額は分かりませんし、支出も内訳がないので、質問という形になります。令和６年度に関しても、決算一覧表を見る限り、法人が持ち出ししている部分もあるかなと思いました。先日、集団指導でもデータ連携システムの推進の話があり、令和８年度には、介護情報基盤の施行も言われています。これに関する環境や、機器等の整備については、各事業所が行う対応となりますが、市としては、各包括支援センターの状況の把握などは行われているのでしょうか。また、必要な準備等に関しては、令和７年度の予算を見る限り、変更はないようですが、運営主体の法人や会社が対応するところなのでしょうか。委託を受けている側の、負担部分についてのお考えをお聞きしたいと思いました」というご質問でございます。
--	--

	回答といたしまして、読み上げさせていただきます。 決算状況につきましては、赤字のセンターが数か所あり、その赤字部分は、ご指摘のとおり、法人の持ち出しという形になっております。どの法人も、人員の確保も含め、運営に苦心されており、先日も、高齢者サービス事業所連絡会から、委託費の増額等の申入れを受けておりますので、どのような対策が可能であるか、多方面から検討していく必要があると考えております。 介護情報基盤の詳細につきましては、国から具体が示されておきませんので、引き続き確認してまいります。ケアプランデータ連携システム導入に当たりましては、現在使用している機器や環境で対応できる設計となっております。既に数か所のセンターでは導入がなされております。データ連携システムは、介護サービスの提供及び報酬請求に当たり、居宅介護支援事業所と介護サービス事業所の間で毎月やり取りされるサービス提供票が、異なる介護ソフト間でもデータで送受信が可能となり、これにより介護事業所による文書作成や提出に要する事務作業、費用負担が大幅に軽減されることを目的に、令和5年4月より国において運用が開始されております。しかし、本システムは、介護事業所全体で広く普及されることにより、最大限に効果が発揮されるものでありますので、市内事業所への導入促進に向けて、市からもできることがないか、今後も検討してまいります。 ご質問への回答と、資料1に関するご説明は以上でございます。
井元会長	ありがとうございました。 ただいまの説明について、ご意見、ご質問等がございましたらお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。ご質問の場合は挙手をお願いいたします。マイクをお持ちいたしますので、その後、マイクを持って発言願います。 それではいかがでしょうか。 河相委員、いかがでしょうか。ご質問いただきましたので。
河相委員	分かる説明をしていただき、ありがとうございます。何となく状況も見えたかなというところです。同じサービス事業所という立場としては、私たちもデータ連携システムを進めていこうとはしていますので、また一緒にしていけたらなと思っております。ありがとうございました。
井元会長	ありがとうございます。

事務局（杉林）	ほかの委員、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。 それでは、ほかにご質問がないようでしたら、この案件については、以上といたします。 次に、報告案件の２「地域包括支援センターの活動状況について」に移ります。 事務局から説明をお願いいたします。 それでは、令和６年度の各地域包括支援センターの活動状況について、ご説明いたします。 お手元の資料は、資料２でございます。 １ページと２ページは各エリアの人口、高齢者数等でございます。市内全域の傾向といたしまして、人口及び高齢者人口は僅かに増えておりますが、後期高齢者に限りますと、前年に比べ４％近く増加しており、それにつれ、要支援や要介護の認定者数も同様に増えております。なお、２ページの一番左、圏域を書いてある列でございますが、北、東の次に、もう一回、東が出ております。これは正しくは西でございます。ここで訂正させていただきます。西に直していただけたらと思います。申し訳ありません。 次に、３ページでございます。こちらは一人暮らしの高齢者、高齢者世帯、医療機関等の数でございます。こちらでも、高齢者のみの世帯が増加傾向にあることが示されております。 続きまして４ページ、これは本日、差替分としてお配りしておりますように、内容が間違っておりました。非常に重要な部分の修正で、大変申し訳ありません。こちらは、専門職３職種の高齢者人口に応じたセンターごとの規定数は、１４か所の合計で４３人となっておりますが、配置数は３月末現在で３８名と、５名の欠員がございます。４月以降充足したところもある一方、新たな欠員が生じたところもあり、人材不足が深刻になってきております。また、本市では３職種のほかに介護支援専門員兼事務職を各センターに１人配置しておりますが、これは資料にはございませんが、こちらの方も２名欠員となっております。なお、条例及び要綱により定めた必要数は、表の一番下の部分にお示ししております。 続きまして、５ページと６ページでございます。これはどこからの相談にどのくらい対応したか。相談相手別に記載しております。なお、５ページのページ番号が、表の一部と重複して表示されてきております。見えづらくて
---------	---

	申し訳ございません。相談件数について、センターごとに増減はあるものの、市内全体の件数で見ますと増加しております。本人、家族、近隣住民など一般住民からの相談と、ケアマネジャーや介護サービス事業所など各関係機関からの相談割合は、従来どおりおおむね半数ずつとなっており、全体として相談者の傾向に大きな変化はないようです。 7 ページと 8 ページは、どのような相談に対応したか、相談内容別に記載しております。7 ページの総合相談支援業務の相談内容としましては、介護に関すること、生活上の相談、医療・保健相談の順に多くなっております。8 ページの権利擁護業務について、大半を占めております高齢者虐待の相談件数は、5 年度から約 3 割増となっておりますが、実人数としては、86 人と、5 年度の 87 人から大きな変化はございませんので、1 件当たりの相談回数が大幅に増えたものと考えております。成年後見制度や消費者被害に関する相談も 5 年度より増加しており、相談機関としての包括の周知が進んでいるものと考えております。 9 ページは包括的・継続的ケアマネジメント支援業務の件数を記載しております。関係機関との関係づくりにつきましては、定例会議へは、例年どおり出席するとともに、通いの場を新たにつくるお手伝いをするなど、住民活動へも積極的に関与しております。ケアマネジャー等へのサポートにつきましては、6 年度も交流会や研修会を開催したほか、支援困難ケースの対応や、地域ケア会議の機会を通じてバックアップに努めております。 10 ページには、地域ケア会議の開催状況を掲載しております。各センターが最低 3 回以上、標準的には 6 回開催することとなっております。6 年度は全てのセンターが 6 回以上開催し、全体では 87 回の開催となっております。自立支援型地域ケア会議では、ケアマネジャーから事例の提供を受けるなどして、支援を要する高齢者の日常生活上の問題の解決や、自立を促すことや、QOL、生活の質の向上を目指して、また、複合課題事例等地域ケア会議では、様々な要因の絡み合った困難を抱えた事例に関して、いずれも様々な職種がそれぞれの専門的視点から個別事例を検討しました。さらに地域課題型といたしまして、個別の課題から浮かび上がってくる地域共通課題の解決を目指す会議も開催しております。地域ケア会議全体を通じて、地域の多種多様な機関とのネットワークが構築されております。 11 ページと 12 ページは、上の段が相談事業、下の段が介護予防支援におけるプラン作成件数を記載しております。そのうち、11 ページは、地域
--	---

	包括支援センターが直接作成したもの、12ページは委託された居宅介護支援事業所が作成した件数を記載しております。包括職員が担当できる件数には上限を設けており、全体として包括作成件数よりも、委託事業所による作成件数が多くなっておりますが、全国的なケアマネジャー不足から、現状では委託を引き受けてくれる事業所が見つかりづらい状況であることが問題となっております。包括作成と委託作成との違いといたしましては、ケアマネジメントの実施主体が異なります。ただし、地域包括支援センターが居宅介護支援事業所に委託してケアマネジメントを実施する場合であっても、最終責任主体である地域包括支援センターは、居宅介護支援事業所によりケアプラン等が適切に作成されているかを確認しております。 13ページと14ページは、要支援者や総合事業対象者が要介護認定となった際に、どこの居宅介護支援事業者につないだのかを記載しております。件数を太枠で囲っておりますのが、包括を運営する法人内で引き継いだものとなります。事業所の選定に当たっては、偏りが出ないように留意しております。 これに関しましては、河相委員から事前にご質問を頂戴しております。事前質問・提案への回答のうち、2ページ、河相委員の第2問目でございます。 「資料2についてです。ご質問13から14ページについて。国としても、ケアマネジャーの人材不足の話題は上がっていますが、茨木市として、総合事業対象者や、要支援の居宅介護支援事業者への委託について、現状はどのような感じかお伺いしたいと思います。資料4の中にも、委託先のケアプランセンターの廃止や退職、介護報酬が低い等でケアプラン作成を委託することができないといった報告もありました。また、地域包括支援センターの業務負担軽減目的として、居宅介護支援事業所が介護予防支援事業者の指定を受けて、介護予防支援を実施できるようになっていますが、茨木市の現状を教えていただきたいと思います。資料6-2で、指定申請が1件上がっていることは知りました。研修を受ける中で、2030年頃から75歳以上人口は急速に伸びなくなるが、85歳以上はその後も増加が続くと聞きました。地域包括支援センターの業務負担軽減につなげていくために、茨木市としてどのように支援していくのかご教示ください」とのご質問でございます。 回答といたしましては、地域包括支援センターがプランを委託、引き継ぎできる事業所を探すことが困難になってきていることは聞き及んでおります。近隣市町とも情報交換している中で、やはり予防支援の委託先が見つかる
--	--

	りづらいことや、そもそも、全国的なケアマネジャー不足で人材確保に苦心していることをお聞きしており、もはや1自治体で対策することは難しいと感じております。介護予防支援費において、報酬及び各種加算の設定も含め、居宅介護支援事業所が積極的に介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに関われる体制を構築するよう、大阪府市長会を通じて、国に対して引き続き要望してまいります。センターの負担軽減に係る具体策は、現状お示しできるものはありませんが、今後も国をはじめ、大阪府下、近隣市町等の動向も注視するとともに、総合事業の制度運営も含め、センターへの負担軽減につながるよう研究してまいります。 ご質問への回答と資料2に関する説明は以上でございます。
井元会長	ありがとうございました。 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等がございましたらお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。 引き続き、河相委員、いかがでしょうか。
河相委員	立て続けに、ケアマネジャーの視点での質問になるので、偏った質問で申し訳ありませんでした。自分たちとしても、本当にケアマネジャー不足を感じていて、なかなか募集をかけても来ない、人材がなかなか得にくい状況で、厳しいなと感じているところに、やっぱり包括支援センターが業務をしている中で、委託の事業をこちらがなかなか受けることが難しくなっている現状も正直、こちらとしても感じていますので、包括支援センターの業務というのは幅広くありますので、できるだけご協力はしていきたいと思いますが、また茨木市のほうで何か対策ができることがあればお願いできたらと思います。ありがとうございました。
井元会長	ありがとうございました。 人材不足というのは、本当にいろんな分野でそうでございますのと同時に、ケアマネジャーの待遇改善だとか、市として取り組めることというのは、なかなか難しい面もあるかと思いますが、本当に大きな課題だなと思っています。本当にありがとうございます。 それでは、ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。他にご質問がないようでしたら、この案件については、以上といたします。

事務局（杉林）	次に、報告案件の3「令和6年度地域包括支援センター業務評価について」に移ります。 事務局から説明をお願いいたします。 それでは、令和6年度地域包括支援センター業務評価について、ご説明いたします。 お手元の資料は、資料3でございます。委員の皆様には事前にお送りしておりましたが、ご質問をいただいた中で、評価項目だけでなく、国から示された評価基準も記載したほうがお分かりいただきやすいと考えまして、本日もご用意しました差替分をご覧ください。これまで、茨木市独自の評価項目により、地域包括支援センターの運営や活動について、業務評価を実施しておりましたが、国から新たに評価指標が示されたため、令和6年度分の評価から、この評価指針に沿って業務評価を行うことになりました。地域包括支援センターが、地域包括支援センター業務評価表に沿って実施した自己評価について、地域包括支援センター運営協議会に報告し、その内容についてご意見、ご指摘等をいただくことで、業務改善をするなど、今後のセンターの運営に生かしていくことを目指しております。また、評価結果を市ホームページ等で市民に公表することになります。業務評価の点数の付け方でございますが、各項目を○か×で評価して、○の数に応じて点数をつけます。一部、4段階評価、あるいは3段階評価の項目につきましては、Aが1点、Bが2点というようになっております。この結果、66点満点の合計点と、100点満点に換算した合計点を、6ページの一番下の段に記載しております。評価の結果、100点満点に換算した合計点を見ますと、90点台から70点台と、かなりばらつきがございますが、新しい評価基準を用いた最初の回ということで、「できている」と判断する基準が市やセンターの思うものと国から求められているものに差があり、また、センターの主観によるものですので、かなり厳しめに自己評価しているなど感じられるところもございます。今後、国の求める基準に沿っていけるように、徐々になっていくものと考えております。 ここで、河相委員から質問を頂戴しておりますので、ご紹介いたします。 事前質問・提案への回答のうち、3ページ目、河相委員の第3問目でございます。 「評価の記入方法が○か×となっておりますが、×については「できていな
---------	---

井元会長	い」だけでなく、該当がなかった場合にもつけているという解釈でよかったのでしょうか。ただ「できていない」という意味の×であるとしたら、運営の基準として疑問に思う箇所もありました。資料4の令和7年度の事業計画にも特に触れておられなかったので、今後の取組、改善が見えないと感じました。」 回答といたしましては、令和6年度分から新たに国が示した評価基準を用いた評価を行っております。「できていない」というだけでなく、「該当がない」という場合にも×がつくのかというお尋ねにつきまして、例えば、資料4ページ目の4、権利擁護事業のC、Eのところをご覧くださいますと、「実績がなくても体制が取られていれば○」となっているように、基本的には該当がない場合であっても、「該当があったときにはできる体制が取られている」という場合には、×ではなく○がつくようになっておりますので、×がつく項目というのは「できていない」あるいは「該当がなかったが、実際にあったとしても必要な体制は取れていない」と評価したということになります。ただ、評価項目を見ていきますと、感覚的にはできていると感じるところであっても、国が示す条件からはできていないとせざるを得ず、○をつけるハードルが少々高い部分もありました。例えば、資料5ページの6. 地域ケア会議の1のうち、項目のA「センター主催の地域ケア会議の運営方針を、センター職員、会議参加者、地域関係者に対して周知しているか」という項目に関しては、運営方針を会議参加者等に周知できているか評価するもので、実際にはほとんどのセンターが周知を行っていると考えておりますが、データまたは書面でという条件がついていること、地域の関係機関がどこまでなのか判断に迷うといったことなどのために、○がつけられなかったセンターが多かったように思います。今回は初年度でしたので、どこまでやればできていると言えるのか、手探りの状態でした。国の求める条件を満たすには事務負担が生じますが、せっかくできていることですので、○をつけることを目指しつつ、過度な負担にならないよう、方法を検討しております。また、国が集計を求めている項目につきましては、令和8年度に向けてシステムの改修も予定しておりますので、徐々に精度が高くなっていくのではないかと考えております。 質問と回答は以上でございます。 ありがとうございました。
------	--

事務局（杉林）	ちょっと付け加えさせていただきますと、自らの活動を振り返る評価をする過程と、足らなかった部分をどう改善していくかを考えていく過程が重要だと考えておりますので、今後もさらに、よりよい運営を行っていきけるよう、共に取り組んでまいりたいと考えております。説明は以上でございます。
井元会長	ありがとうございました。 それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問がございましたら、お受けしたいと思いますのですが、いかがでしょうか。 どうぞ、西田委員。
西田委員	○×の評価なんですけれども、これ、すみません、稚拙な質問で申し訳ないんですけれども、×を○にするためには何が必要なのか、時間なのか、人員なのか、それとも予算なのか、一体何が足りないのですかね。
井元会長	事務局、お願いいたします。
事務局（萩原）	項目によりけりなんですけれども、人員が足りなくてできないというよりは、国が求めているもの、例えば「年度初めに全て書面またはデータで提供すること」というのが、事務を行っていく中で、スケジュール的に難しい部分であったり、それから、項目によっては、先ほども説明申し上げましたけれども、システム上、統計を取れるようなシステムに、今のところなっていないというようなところもあります。そういったところだと、システム改修すれば済むことですので、8年度に向けて改修する予定のものもありますけれども、単純に人が足りないから、お金が足りないからとくくれのは難しい部分があるかなと感じております。
西田委員	ありがとうございます。
井元会長	よろしいでしょうか。 それでは、他の委員からご質問やご意見いかがでしょうか。 何度も申し訳ございませんが、河相委員、いかがですか。せっかくご質問いただきましたので。

河相委員	質問の中で「×であるとしたら、運営基準として疑問に思う箇所もあります」というところで、具体的には書かなかったんですけども、例えば個人情報の取扱方法とかマニュアルを整備しているかというような内容のところも×がついてたりしたので、前年度はやっているという評価だったような気がするので、今年度×がついてるのが何故かなという疑問もありつつ、質問させていただきました。また、来年に向けてこれから取り組んでいっていただく中で、また来年度に評価したときに変わっていくのかなというふうに思っております。ありがとうございました。
井元会長	ありがとうございました。 それでは、他にいかがでしょうか。 新しい基準で最初の年度ですので、なかなか判断するのは難しかったかと思いますし、また、取組をされてはいても、紙面やデータで示すことができないと駄目とか、いろんなことがございますので、また次年度以降に向けて、○になるまで取り組んでいただければと思います。またシステムが改善されていくということですので、扱いやすくなってくるのかなというふうには思っております。ありがとうございました。 それでは、この件につきましては、以上といたします。 次に、報告案件の4「地域包括支援センターの事業報告・計画について」に移ります。事務局から説明をお願いいたします。
事務局（杉林）	それでは、令和6年度事業報告・令和7年度事業計画について、ご説明いたします。お手元の資料は、「資料4」との表記が抜けておりますけれども、資料4は、A3用紙を二つ折りにしたもので、A3の1面が1センター分になっておりまして、左半分が事業報告、右半分が事業計画でございます。 まず1枚目ですね。1枚目には、清溪・忍頂寺・山手台センターとなっております。続きましては、本日は時間の都合上、市内5圏域から、それぞれ1か所の地域包括支援センターから、事業報告と事業計画を発表させていただきます。北圏域からは清溪・忍頂寺・山手台地域包括支援センター、東圏域からは三島・庄栄地域包括支援センター、西圏域からは沢池・西地域包括支援センター、中央圏域からは茨木・中条地域包括支援センター、南圏域からは玉島・葦原地域包括支援センターでございます。

清溪・忍頂寺・山手台（石原）	まずは、北圏域より清溪・忍頂寺・山手台地域包括支援センターの発表になります。資料は一番表のページです。それではよろしくお願いいたします。 清溪・忍頂寺・山手台地域包括支援センターの石原と申します。 着座にて失礼します。 令和6年度活動報告です。当センターは開設から6年が経過しました。相談件数は、地域住民の高齢化や、一人暮らし高齢世帯の増加に伴い、年々増加傾向にありますが、引き続き地域活動にも力を入れて、相談しやすいセンターを目指して取り組んでいるところであります。年2回の広報誌2,500部の配布や、老人会などの小単位のサロン、交流広場等に参加し、介護予防体操、健康講話の実施を基本的な周知活動としています。また、ネットワークづくりにおいても、居宅介護支援事業所や介護サービス事業所はもちろんのこと、民生委員さんや地区福祉委員長などとも、今後の地域のことで、語られる関係づくりができてまいりました。 次に、権利擁護事業についてですが、昨年度は10数件の虐待ケースや、支援困難ケースに対応いたしました。その中でも、法律相談や成年後見制度の提案や利用につながったケースが5件ありました。消費者被害防止については、3件の相談があり、1件は消費生活センターと連携して事前に防ぐことができたケースもありました。こうした実際の相談以外にも、消費生活センターや弁護士と連携して、地域住民や事業者向けの研修会も行いました。 続いて、介護予防事業について、北圏域合同で、2回目のふれあい予防イベントを、アル・プラザ茨木店で開催いたしました。そのほか、山手台地区で行われる健康フェスタでは、企業や大学、行政、福祉が一体となって、介護予防啓発イベントを実施しており、当センターも健康体操で参加させていただいております。また、センター独自でも、平日の朝は毎日、事務所前広場でラジオ体操を実施、ウォーキングイベントも8回目を数え、春と秋に実施することが恒例になっております。地域ケア会議においては、昨年度からフラットな地域ケア会議をテーマに、気軽に参加できて、フランクに話せる雰囲気を目指して実施し、参加者に好評をいただいております。 最後に、北圏域の重要課題として移動問題があります。阪急バスの減便や運賃の値上げ、タクシー会社の予約制度廃止など、通院や買物先が徒歩圏内にない地域としては深刻な問題となっております。そのような状況の中で、地域ボランティアによる移動支援事業や、社協さんがやっているカーシェア
-----------------------	--

	リング事業の後方支援を行いながら、それでも難しいという方に対しては、訪問診療への移行、移動スーパーなど、代替の異なる機関の活用を促しておりますが、今後もこの課題が少しでも改善できるように取り組んでいきたいと考えております。 これからも確実に地域に貢献できる、地域包括支援センターとして、認知していただけるように努めてまいります。 簡単ではありますが、ご報告とさせていただきます。 ありがとうございました。
事務局（杉林）	続いて東圏域、三島・庄栄地域包括支援センターの発表です。資料ですが、ページ番号が抜けており、申し訳ありません。資料は、現在のページから2枚めくっていただいたページの右側、全体では3枚目の表面です。それでは、よろしくお願いいたします。
三島・庄栄（藤井）	三島・庄栄地域包括支援センターの藤井です。着座にて失礼いたします。 三島・庄栄地域包括支援センターは、東保健福祉センター内に開設されて5年目になります。少しずつではありますが、来所相談も増えてきています。令和6年度の相談は、前年度より延べ223件増加しました。 相談内容は、継続して多かった介護相談、介護者支援が減少しまして、生活困窮や家族のひきこもり、家族間や近隣トラブルなどの生活上の相談が、年々増えています。しかし、前年度まで多かったアルコールの相談は減少しておりまして、これはコロナ禍が終息して、人との交流が増えた結果だと思われます。 そして、前年度は相談や対応が増えている、認知症の高齢者の周知啓発のため、研修会やイベントに力を入れました。内容としては、東圏域の3包括合同で、地域ケア会議において「認知症があっても地域で住み続けるためにはどんなことが必要か」をテーマに民生委員を含め関係機関で話し合ったり、「実践できる！認知症の人へのコミュニケーション技法のヒントを手に入れよう！～認知症の人の非言語メッセージを見落とさないために～」をテーマとしたケアマネ対象の研修会、調剤薬局で認知症サポーター養成講座、そのほか藍野病院が例年イオンタウン茨木太田で「出張版 あいのまち保健室」というのを主催されているんですが、そこに参加させていただきまして、認知症の予防が期待できます補聴器の体験をさせていただいたり、東保健福

	祉センターと共同のイベントの中で、地域包括支援センターとしては、小学生低学年とその親御さん対象の認知症クイズを行ったりもしました。そのときのイベントは、271名の方が参加していただきまして、年々この数、毎年参加していただいて、とても嬉しく思っております。 それに、認知症だけではなく、精神疾患のある高齢者や、家族の問題も増えていることから、東圏域の3つの包括合同で、ケアマネジャー対象に「～精神科訪問看護とは～ ケアプランに活用できる自立支援医療」をテーマとした研修会と、ケアマネジャーと訪問看護師の交流会を行いました。 その他の活動としては、高齢者虐待の周知啓発のため、地域のセーフティネット会議で啓発チラシの配布、通報相談の大切さを話させてもらったり、茨木全域の地域包括で、合同でケアマネジャー対象の「虐待対応における意思決定支援とは」をテーマに研修会を行いました。そのことで、虐待になる恐れのある、心配なケースを相談してもらうことも増えました。 そして、介護予防、自立支援の視点を持って、支援、ケアプラン作成を行うことで、少数ですが、介護保険サービスを卒業されたり、自立される方もいらっしゃいました。その中で、リハビリ専門職同行訪問に関して、茨木市が独自でやっておられるんですが、それを活用することで、それを使ってもらった方に、地域包括独自でアンケートした結果、70%の方が、その後も運動を毎日であったり、時々であったりはするんですが、運動を継続されているということが分かりました。 今後も高齢者のニーズ、課題に真摯に向き合いながら、関係機関や地域の方と連携して、認知症のある方もない方も、住み慣れた地域で住み続けられるように努力していきたいと思います。今後ともよろしくお願いいたします。以上です。
事務局（杉林）	ありがとうございます。続きまして、西圏域より沢池・西地域包括支援センターの発表です。資料は、現在のページから2枚めくっていただいたページの左側、全体では4枚目の裏面になります。それでは、よろしくお願いいたします。
沢池・西（富田）	沢池・西地域包括支援センターの富田と申します。着座にて失礼いたします。 本センターの報告をさせていただきます。

	令和6年度の相談件数は、令和5年度と同程度ありました。主な相談内容としましては、認知症に関するものや、身体面での相談です。地域の特徴として、ご家族からの相談が多いですが、医療機関や民生委員さんからも相談があります。身近な相談窓口として、地域に根差していきたいと思っておりますので、昨年は、健康アンケートと包括周知のため、65歳以上の方の一定期間、健康診断が未受診、または地域包括支援センターが関わったことのない方に対する訪問を行いました。郵便局周りのチラシ配布や、近隣マンションでの出張相談会も開催しました。多くの世代の方にも包括支援センターを知っていただくため、文化展にも参加しました。また、相談された方に対して、3か月ごとに再アプローチの必要があれば、ご様子伺いの連絡をしています。高齢者を狙った詐欺被害も報告されているため、郵便局での啓発に加えて、警察と一緒に特殊詐欺の防止・啓発も行いました。ケアマネジャーから、詐欺の可能性があると報告があり、西保健福祉センターと一緒に、特殊詐欺防止セミナーを開催しました。西保健福祉センターまつりを開催し、認知症の理解に向けた啓発ブースも設けました。包括職員対象に、追手門学院大学准教授を招き、地域づくりに関する研修を開催しました。地域ケア会議では、プロジェクターを使用して事例の見える化をして、参加者の活発な意見交換ができるよう工夫しています。 今年度も身近な相談窓口を目指し、多世代に向けての周知活動を行います。様々な課題を抱えているケースに対して、多職種協働事業につなぎ、チームで支援していきます。地域課題である移動問題や、認知症の方への優しいまちづくりと、地域資源がつながる活動をしていきたいと思います。 沢池・西地域包括支援センターの報告は以上です。
事務局（杉林）	ありがとうございます。 続きまして、中央圏域より、茨木・中条地域包括支援センターの発表です。 資料は、現在のページから1枚めくっていただいたページの左側、全体では5枚目の裏面になります。 それでは、続いてお願いします。
茨木・中条（山根）	茨木・中条地域包括支援センターの山根といいます。着座にて失礼いたします。 茨木・中条地域包括支援センターが、中央保健福祉センターと同じハート

事務局（杉林）	フルの1階に事務所を開設してから3年目となりました。毎年、医療機関、コンビニ、商店街など、生活関連施設にポスターやチラシを持って行って、啓発を行っております。年々、名前等の周知は広がっていると実感しております。 また、中央保健福祉センターが、おにクルや、商店街で啓発を行う際に、一緒に啓発を行いました。中心部ですので、利用者の方が市内全域から来られていたり、時には市外の方というのが多かったように思います。これが一つの特徴かなとも思っております。 また、当包括では、相談の内容を参考に、1年に1回、小地域を選びまして、地図を持って歩いて、地域の確認を行っております。例えば、中心部まで歩けなくなった、家から出れなくなったというような相談もありますので、今後、今年度も地域を限定して、その地域にどういった課題があるのか等、また、介護予防等の啓発を計画しております。地域ケア会議におきましては、サービスをご利用されている当事者の方に、ケアマネジャーさんと一緒に参加、出席していただき、発表を行っております。昨年度は自立支援の件であったり、人生会議についての会議を行うことができました。 同じ中央圏域の大池・中津地域包括支援センターは、1年に1回、研修交流会を行っております。この3年以上ですが、短期集中リハビリトレーニング、虐待予防、病院の相談員や薬剤師の方とも交流会を行いました。今年度は、「訪問看護ステーションとの連携について」という研修会を、夏に予定しております。そのときの、障害相談支援事業所等の方にも参加をお願いしております。認知症啓発といたしましては、推進員の方と協力して、当事者で働きたい認知症高齢者の方の社会支援について考える会議等を、1年に1回行っております。こちらの包括ですけれども、公共機関や医療機関、生活関連施設が多い便利な地域です。相談は本人さん、家族の方が多く、相談件数も月に大体200件程度あります。 それでも介護予防、介護保険等がまだ必要でない、知らなかったという方もいらっしゃると思いますので、包括支援センターを知っていただき、相談は遅くならないように、啓発を行って、時にはイベント等を交えながら、啓発事業をしていきたいと思っております。 以上、報告終わります。 ありがとうございます。
---------	---

玉島・葦原（中尾）	最後に、南圏域より、玉島・葦原地域包括支援センターの発表でございます。資料は、一番最後のページです。それでは、続いてお願いします。 玉島・葦原地域包括支援センターの中尾です。座って失礼します。 包括の新規相談は年々増加傾向にあり、来所相談数が昨年度の1.4倍となっております。本人、ケアマネジャー、民生委員さんからの相談が特に増加傾向です。南保健福祉センター内に事務所を構えて3年となり、広報紙の配布や回覧、地域の集まりへの参加を通して、窓口の周知が進み、地域特性から相談数が少なかった中で、相談数の増加につながったと考えております。 それでは、具体的な地域での活動を4つ紹介したいと思います。 1つ目、エレベーターのない集合住宅のごみ出し問題に対して、生活支援コーディネーターと協働し、障害福祉サービス就労継続支援B事業所と、集合住宅理事会をつなぎ、ごみ出し支援の社会資源を創設しました。集合住宅の有志サロンに参加する中で、高齢者がごみ出しのために階段を下りていたところ、転倒、骨折され、入院した話から、何か支援してもらえる方法はないかと、相談を受けました。理事会からも承認をいただき、現在、週2回、ごみ収集の日に、就労継続支援B事業所利用者やスタッフが対象者宅を訪問し、扉前に出されたごみ袋1袋100円で回収して、集積所まで運んでくれています。対象者は高齢者に限らず、「障害者や妊婦さんなどお困りの方と」チラシを作成して配布しております。 2つ目、消費生活センターへの定期訪問と、地域への情報提供を継続しております。地域に対しては、民生委員さんや、サロンの利用者、高齢者に直接、ケアマネジャーさんに対しては、成年後見制度、高齢者虐待事例も一緒に掲載した「見守り通信」を発行し、啓発しております。 3つ目、毎年リーガルサポート司法書士さんと、ケアマネジャーさんの交流会を開催しております。令和6年度は、ACP（人生会議）をテーマとして、医療機関やお医者さんにもご参加いただき、南圏域版ACPシートを作成しました。ACPシートには、もしものとき、どんな医療行為を受けたいのか、受けたくないのか、希望を書いていただきます。特に、身寄りのない方が救急搬送されたとき、治療の判断できる家族がいないときに活用してもらえればと考えています。 4つ目、令和4年度から南圏域ケアマネジャー向け研修会を、担当エリア
------------------	---

事務局（杉林）	のケアマネジャー管理者と企画運営しております。そのとき、ケアマネジャーが知りたいこと、やりたいことをテーマにし、令和5年度はケアマネジャー管理者交流会を開催しました。交流会の中で、管理者以外のケアマネジャーが交流できるケアマネカフェをやりたいとの声から、ちょうど先週、第1回目のケアマネカフェを開催でき、多くのケアマネジャーさんにご参加いただきました。包括と関係機関のつながりづくりだけでなく、関係機関同士のつながりもつくれるように活動しております。 最後に、令和6年度の新規活動も紹介させていただきます。 多世代交流センターで開催される体操教室前の時間をいただき、当包括の保健師が介護予防に役立つ情報をお伝えし、元気な高齢者の介護予防活動に努めております。また、南保健福祉センター巡回健診では、保健福祉センター保健師さんにご協力いただき、健診に来られた70歳以上の方に認知症気づきチェックを受けていただいております、認知症予防の啓発を行っております。今年度は、生活支援コーディネーターと協働し、リーガルサポートや企業の協力も得て、南保健福祉センターで終活イベントを開催予定です。 今後も関係機関、地域の方とも協力しながら活動していきたいと考えております。以上です。ありがとうございました。 ありがとうございました。 各センターからの発表は以上になります。 ここで、山田委員から、事前にご意見とご質問を頂戴しております。 まず、ご意見をご紹介します。 お配りしております事前質問・提案への回答の4ページでございます。 まず1点目は、ご意見でございます。 「在宅介護のニーズが増す中、公的なサービス以外にNPO、ボランティア、地域、民間等が運営する「インフォーマルサービスのニーズ」が高まっています。すでに、包括センター支援の下、各校区で、地域住民主体の取り組み（配食、移送サービス、家事代行等）インフォーマル分野のネットワーク構築が進められており、一人暮らしや老老介護で生活している高齢者にとって大変心強いです。また、一部の校区（報告書では、太田・西河原および三島・庄栄地域包括支援センター）では、支援が必要であるにもかかわらず届いていない人（高齢者）に対して個別訪問、所謂「アウトリーチ活動」が実施されています。
---------	--

	増加する生活困窮者（介助、身体的ケア、配食、移送、家事、見守り等）への多方面の支援が多く求められている状況にあるようです。 なので、インフォーマルサービス、アウトリーチ活動は、地域住民主体で行われるものと思いますが、更に、地域包括支援センターの指導・支援の下、市行政および専門民間業者の有機的な連携に協働が重要と考えます。」 ご意見はありがとうございます。続きまして、ご質問でございます。 「インフォーマル・サービスおよびアウトリーチ活動について、地域包括支援センターおよび市行政の施策・支援内容（計画）を教えてください」というご質問でございます。 回答といたしましては、インフォーマルサービスに関しましては、地域住民が自主的に行う介護予防活動や、通いの場、居場所を冊子「元気いばらきマップ」にまとめて掲載し、配布しています。地域包括支援センターは、それらをご案内したり、あるいは市民団体などが創出を希望された際に、実現に向けてお手伝いするといった立場になります。アウトリーチ活動につきましては、各センターがそれぞれの方法で行っておりますが、市としましては、主に地区保健福祉センターに配置しておりますアウトリーチ支援員が、各機関等から寄せられる情報等を基に、アウトリーチ活動を行っております。 山田委員のご質問なんですけれども、他にお尋ねいただきました件は、統計資料をお求めということでしたので、それに関しては、後日、直接ご連絡させていただきます。 続きまして、西田委員からのご提案と、質問をいただいております。お配りしております事前質問、提案への回答の5ページでございます。 まず、1点目のご提案でございます。 「各地域包括支援センターは、消費生活センターや警察との連絡、連携は明示されていますが、消防署との連携も強めていただきたい。消防署との連携は、在宅生活を守る要の一つです。」 回答といたしまして、消防署との連携も重要であると考えており、現在もセンターから消防署に直接問合せをしたり、救急搬送の実態について意見を聞いたりする機会をもっております。今後も消防署と密に連絡を取ってまいります。 次に、2点目のご提案でございます。書式の統一についてでございます。 「各事業所で使われている相談関係の書類は統一されていますか。DX化には、書式の統一は必要です。」
--	---

	回答といたしまして、各センターでブレインシステムという共通のシステムを導入しております、同じ書式の書類が出力できるようになっております。このため、転居されて担当センターが変わっても、スムーズに引き継ぎができるようになっております。 続きまして、３点目のご提案でございます。 「介護に関わる人材の保護、育成のご提案です。現在、働いてくださっている人材、これからの人材を、茨木市として大事にする施策をつくりましょう。」 回答といたしましては、茨木市高齢者サービス事業所連絡会などの関係機関との連携により、介護職の魅力発信及び介護従事者の育成、定着に向けた支援に、引き続き努めてまいります。 以上、いただいたご意見、ご質問とその回答につきましては以上となります。 案件４に関する説明は以上でございます。
井元会長	ありがとうございました。 それでは、ただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお受けしたいと思います。いかがでしょうか。 山田委員、お願いいたします。
山田委員	各包括支援センターが、各事業に対する取組を細やかで、かつ献身的に遂行されているということに関しましては、我々感謝するところです。特に、各地域によって課題が違います。各々、苦心して業務に取り組んでおられることについて、とても感心いたしました。 私は、事前意見の中で、インフォーマルサービスのニーズの高まり、それからアウトリーチによる支援についての感想と意見を書かせていただきました。このことにつきましては、地域包括支援センターのご指導と支援また、地域住民の方との有機的な連携・協働により、推進していただきたいと思っています。よろしくお願いします。以上です。ありがとうございました。
井元会長	ありがとうございました。 それでは、ほかにご意見、ご質問ございませんでしょうか。よろしいですか。

事務局（西浦）	では、改めまして、私からもご報告いただきました地域包括支援センターの皆さん、本当にありがとうございました。ご丁寧に報告いただきまして、日頃の皆さんの取組、非常によく分かりました。ありがとうございました。 それでは、ほかにご質問がないようでしたら、この案件につきましては以上とさせていただきます。 次に、報告案件の5「地域密着型サービスの整備計画について」に移ります。 事務局から説明をお願いいたします。 長寿介護課の西浦と申します。着座にて説明させていただきます。 私からは令和6年度地域密着型サービスの整備計画等について、ご報告させていただきます。地域密着型サービスは、要介護や要支援の状態になっても、可能な限り、住み慣れた地域で生活ができるように進める施設でございます。この施設について、茨木市の整備状況について、2番で共に示してございます。サービスの種類ごとにご説明をさせていただくんですけれども、説明の順番が前後することをお許しいただきたいと思います。 まず、施設系のサービスですけれども、上から2つ目の認知症対応型共同生活介護、いわゆるグループホームと言われるものと、その下の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、地域密着型特養、29人以下の特別養護老人ホームになります。その数が、それぞれ北圏域から南圏域まで幾つあるのかというのを示させていただいております。 次に、通所系のサービスになるんですけれども、通所系のサービス、これが下から2つ目の、認知症対応型通所介護と、一番下の地域密着型通所介護になります。それもそれぞれ、圏域ごとに設置数を示させていただいております。通所系のサービスと施設系のサービス、両方のサービスを提供できるものが、一番上の小規模多機能型居宅介護、もしくは看護小規模多機能居宅介護になります。その数もそれぞれ示させていただいております。 ここで中央圏域についてなんですけれども、中央圏域においては、施設系のサービス、特に地域密着型特養ですね、これが整備、なかなかできない状況であるということをお伝えさせていただきたいと思います。その他のサービスとしましては、表の中ほどに記載しております定期巡回・随時対応型と、夜間対応型訪問介護があり、これらのサービスにつきましては、全圏域で見ても整備数が少ない状況にあります。ですが、地域巡回・随時対応型につき
---------	---

	ましては、令和6年度西圏域に一つ、それで令和7年度も、ご相談を一ついただいているところであります。 3番になります。第9期計画の整備予定数と実績について、報告させていただきます。 整備予定数につきましては、表のとおりとなっております。令和6年度の実績としましては、小規模多機能型居宅介護の整備が一つ進んでおります。また、令和7年度に、現在、募集を行ったところ、令和6年度に整備が進まなかった地域密着型特養と、小規模多機能型居宅介護に募集があり、今後、事業所とヒアリングを進めながら整備を進めてまいりたいと思っております。 私からの説明は以上です。
井元会長	ありがとうございます。 それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等がございましたらお受けしたいと思います、いかがでしょうか。 どうぞ、西田委員。
西田委員	気になるのは、夜間対応型訪問介護、これがちょっと戦力として薄いのが気になりますね。在宅の介護で、労力を使う際に、夜間帯なので、これはちょっと気になりますね。これを何とか増やせるように、みんなで頑張りましょう。
事務局（西浦）	ご意見ありがとうございます。随時、募集をしてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。
井元会長	ありがとうございます。 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。 それでは、ほかにご質問がないようでしたら、この案件については以上といたします。 続きまして、審議案件の1「地域密着型サービス事業者の指定について」に移ります。 事務局から説明をお願いいたします。

事務局（前西）	福祉指導監査課の前西と申します。よろしくお願いいたします。着座にて説明させていただきます。 それでは、私から、地域密着型サービス事業者等の指定案件等について、ご説明させていただきます。 今回、6件の申請がありました。右肩に資料6－1と記載のある資料をご覧ください。 1 ページ目から説明させていただきます。 事業所の概要について記載しております。 1 点目、事業主体は、法人名称はSOMPOケア株式会社です。法人所在地は、東京都品川区にあります。 2 点目、サービスの種類ですが、定期巡回・随時対応型訪問介護看護です。定期巡回・随時対応型訪問介護看護について、ご説明いたします。当該事業は、要介護状態になった場合においても、その利用者が尊厳を保持し、可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、定期的な巡回または随時通報により、その者の居宅を訪問し、入浴・排せつ・食事等の介護、日常生活上の緊急時の対応、その他の安心してその居宅において生活を送ることができるようにするための援助を行うとともに、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すものです。 3 点目、事業所の名称はSOMPOケア 新茨木 定期巡回です。 4 点目、事業所の所在地は、茨木市中津町4番29号です。圏域としては、中央圏域になります。 5 点目、事業開始年月日は、令和7年9月1日を予定しております。 6 点目、従業者数、従業者を記載しております。 7 点目、事業運営規程は、資料の3ページをご確認ください。 8 点目、訪問看護連携先は、令和4年8月1日時点指定の訪問看護介護事業所であるSOMPOケア茨木 訪問看護となっています。 9 点目、事業者の経歴となっています。全国で介護保険事業を展開し、本市で同サービスの開設は2事業所向け目であり、その他訪問サービス、居宅介護支援事業を展開しております。 ページをめくっていただいて、2 ページ目をご覧ください。 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の主な人員・設備・運営基準とその適合状況を示しており、各基準において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護
---------	--

	の指定基準をクリアしております。 3 ページから 7 ページまでは、運営規程を掲載しております。 3 ページの第 1 条に、事業の目的、第 2 条に、運営の方針、第 3 条に、事業所の名称等を、事業所の名称と所在地を記載し、4 ページにかけて、第 4 条、従業員の職種、員数及び職務内容を記載しております。 ページをめくっていただいて、4 ページの第 5 条に、営業日及び営業時間。第 6 条に、サービスの内容を記載しております。 以下、7 ページまでは運営について記載しております。 ページをめくっていただいて、8 ページをご覧ください。 日常生活圏域での SOMPO ケア 新茨木 定期巡回の所在地を示しており、中央圏域になります。 9 ページをご覧ください。SOMPO ケア 新茨木 定期巡回の周辺地図を掲載し、事業所の所在地を黒で囲って示しております。 次に、右肩に資料 6－2 と記載のある資料をご覧ください。 1 ページ目から説明させていただきます。 事業所の概要について記載しております。 1 点目、事業主体ですが、法人名称は株式会社 I’ m です。法人所在地は茨木市中河原町にあります。 2 点目、サービスの種類ですが、介護予防支援です。 介護予防支援についてご説明いたします。この介護予防支援とは、要支援者が介護予防サービス等を適切に利用できるよう、心身の状況、置かれている環境、要支援者及びその家族の希望等を勘案し、介護予防サービス計画を作成するとともに、介護予防サービスの提供が確保されるよう、連絡調整その他の便宜の提供を行うものです。従来は、地域包括支援センターのみが行っていましたが、令和 6 年の報酬改定により、居宅介護支援事業所からが指定を受けて、介護予防支援を実施することが可能となりました。 3 点目、事業所の名称はアイムケアです。 4 点目、事業所の所在地は、茨木市中河原町 1 4 番 1 7 号の 1 です。 圏域としては、北圏域になります。 5 点目、事業開始年月日は、令和 7 年 8 月 1 日を予定しております。 6 点目、利用者数は推定 1 0 名を見込んでおります。 7 点目、従業員を記載しております。
--	---

	8 点目、事業運営規程は、資料の 3 ページをご確認ください。 9 点目、事業者の経歴となっています。 兵庫県尼崎市で居宅介護支援、介護予防支援を運営していた法人が、事業所移転により、本市で新規指定を受けることとなりました。居宅介護支援は、令和 7 年 6 月 1 日に既に指定を受けられています。 ページをめくっていただいて、2 ページをご覧ください。 介護予防支援の主な人員、設備、運営基準と、その適合状況を示しております。 各基準について、介護予防支援の指定基準をクリアしております。 3 ページから 6 ページまでは、運営規程を掲載しております。 3 ページの第 1 条に、事業の目的、第 2 条に運営の方針を記載しております。第 3 条に、事業所の名称と所在地。第 4 条に、職員の職種、員数及び職務内容。 ページをめくっていただいて、4 ページをご覧ください。 第 5 条に、営業日及び営業時間を記載しております。 以下、6 ページまで運営について記載しております。 ページをめくっていただいて、7 ページをご覧ください。 日常圏域でのアイムケアの所在地を示しており、北圏域になります。 8 ページをご覧ください。 アイムケアの周辺地図を掲載し、事業所の所在地を黒で囲って示しております。 次に、右肩、資料 6－3 の記載のある資料をご覧ください。 1 ページ目から説明させていただきます。 事業所の概要について、記載しております。 1 点目、事業主体ですが、法人名称は、社会福祉法人育福会です。 法人所在地は、兵庫県西宮市にあります。 2 点目、サービスの種類ですが、認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護です。 認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護について、ご説明いたします。 認知症対応型共同生活介護の事業は、要介護者であって認知症であるものについて、共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行
--	---

	うことにより、利用者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるようにするサービスです。 また、介護予防認知症対応型共同生活介護の事業は、利用者の心身機能の維持回復を図り、もよって利用者の生活機能の向上、既存の維持または向上を目指すサービスとなります。 3点目、事業所の名称は、グループホームコティホーム茨木です。 4点目、事業所の所在地は、茨木市鮎川一丁目12番7号です。 圏域としては、東圏域になります。 5点目、事業開始年月日は、令和7年8月1日を予定しております。 6点目、利用者数です。利用定員18人の2ユニットです。 7点目、構造及び面積を示しています。構造は、木造兼鉄骨造2階建てであり、居室面積は1室当たり7.45平方メートル、居室居間及び食堂の合計面積は42.02平方メートルで、基準上必要な面積を満たしております。 8点目、従業者を記載しております。 9点目、事業運営規程は、資料4ページをご確認ください。 飛びまして12点目、事業者の経歴となっています。 主に大阪市と西宮市で事業を実施している法人で、今回の認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護とともに、併設施設で地域密着型介護老人施設入所者生活介護の指定を受ける予定です。 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護につきましては、後ほどご説明いたします。 ページをめくっていただいて、3ページをご覧ください。 認知症対応型共同生活介護の主な人員・設備・運営基準、その適合状況を示しており、各基準について規程指定基準をクリアしております。 4ページから10ページまでは、運営規程を掲載しております。 4ページの第1条に、事業の目的、第2条に、運営の方針を記載しております。 ページをめくっていただいて、5ページの第4条に、事業所の名称等を、事業所の名称と所在地。第5条に、従業者の職種、員数及び職務内容を記載しております。 以下10ページまで、運営について記載しております。 ページをめくっていただいて、11ページをご覧ください。 日常生活圏域でのグループホーム、コティホーム茨木の所在地を示してお
--	--

	り、東圏域にあります。 1 2 ページをご覧ください。 グループホーム、コティホーム茨木の周辺施設地図を掲載し、事業所の所在地を黒で囲って示しております。開設予定の事業所については、令和 7 年 7 月 1 日に、当課で現地調査を行い、設置基準を満たすことを確認しております。 次に、右肩に資料 6 - 4 と記載のある資料をご覧ください。 1 ページ目から説明させていただきます。 法人の概要、事業所の所在地、建物の構造等は、先ほどと同様になります。 2 点目、サービスの種類ですが、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護です。 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について、説明いたします。 この地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護とは、特別養護老人ホームであって、地域密着型施設サービス計画に基づき、可能な限り居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、職員食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与、その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の生活、療養の世話を行うことにより、入居者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるようにすることを旨とするものです。 3 点目、事業所の名称は、特別養護老人ホームコティコート茨木東です。 飛んで 6 点目、利用者数です。ユニットは 2 つあり、1 4 人の定員のユニットが一つ、1 5 人の定員のユニットが 1 つございます。合計利用定員は 2 9 人です。 7 点目、構造及び面積を示しています。 構造は、木造兼鉄骨造 2 階建てであり、居室面積は 1 室当たり 1 0 . 8 1 平方メートル、共同生活室の合計面積は 4 2 . 0 2 平方メートルで、基準上必要な面積を満たしております。 8 点目、従業者を記載しております。 9 点目、事業運営規程は、資料 4 ページをご確認ください。 ページをめくっていただいて、3 ページをご覧ください。 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の主な人員、設備、運営基準とその適合状況を示しており、各基準において規程基準をクリアしております。
--	---

	4 ページから 10 ページまでは、運営規程を掲載しております。 4 ページの第 1 条に、事業の目的、第 2 条に運営の方針を記載しております。 ページをめくっていただいて、5 ページの第 4 条に、事業所の名称等を、事業所の名称と所在地、第 5 条に、従業者の職種、員数及び職務内容を記載しております。 以下、10 ページまで運営について記載しております。 ページをめくっていただいて、11 ページをご覧ください。 日常生活圏域での特別養護老人ホームコティコート茨木東の所在地を示しております。 12 ページをご覧ください。 特別養護老人ホームコティコート茨木東の周辺地図を掲載し、事業所の所在地を黒で囲って示しております。 当該開設の事業所については、令和 7 年 7 月 1 日に、当課で現地調査を行い、設備基準を満たすことを確認しております。 右肩に資料 6-5 と記載のある資料をご覧ください。 1 ページ目から説明させていただきます。 事業所の概要について記載しております。 1 点目、事業主体ですが、法人名称は、株式会社 m i k j a p a n です。法人所在地は、大阪市旭区にあります。 2 点目、サービスの種類ですが、地域密着型通所介護です。 地域密着型通所介護について、説明します。 この地域密着型通所介護とは、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限り、その居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、生活機能の維持、または向上を目指し、必要な基本日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るサービスです。 3 点目、事業所の名称が、ミック健康の森 茨木です。 4 点目、事業所の所在地は、茨木市沢良宜西一丁目 18 番 3 号 サンハート南茨木Ⅲ 1 階です。 圏域としては、南圏域になります。 5 点目、事業開始年月日は、令和 7 年 8 月 1 日を予定しております。
--	---

	6 点目、利用者数は、利用定員、1 単位、2 単位ともに、10 人です。 7 点目、構造及び面積を示しています。 構造は、鉄骨造3階建であり、食堂及び機能訓練室の合計面積は80.62平方メートルで、基準上必要な面積を満たしています。 8 点目、従業者を記載しております。 9 点目、事業運営の規程は、この資料の3ページから掲載しております。 10 点目、事業者の経歴ですが、関西を中心にドラッグストアを50年運営している法人であり、介護保険事業については、全国に地域密着型通所介護30、通所介護を4、居宅介護支援を2事業運営しております。茨木市では、介護保険の事業運営は初めてであります。 ページをめくっていただいて、2ページをご覧ください。 地域密着型通所介護の主な人員・設備・運営基準とその適合状況を示しており、地域密着型通所介護の指定基準をクリアしております。 3ページから8ページまでは、運営規程を掲載しております。 3ページの第1条に、事業の目的、第2条に運営方針を記載しております。 第4条に、事業所の名称と所在地、 第5条に、従業者の職種、員数及び職務内容、 第6条に営業日及び営業時間を記載しております。 以下、6ページまでは、運営について記載しております。 ページをめくっていただいて、7ページをご覧ください。 日常生活圏域でのミック健康の森 茨木の所在地を示しております。南圏域にございます。 8ページをご覧ください。ミック健康の森 茨木の周辺地図を掲載し、所在地を黒で囲って示しております。 当該開設予定の事業所については、令和7年7月16日に当課で現地調査を行い、設備基準を満たすことを確認しております。 右肩に資料6-6と記載のある資料をご覧ください。 1ページ目から説明させていただきます。 事業所の概要について記載しております。 1点目、事業主体ですが、法人名称はアクセス株式会社です。法人所在地は、大阪市淀川区にあります。 サービスの種類ですが、地域密着型通所介護です。地域密着型通所介護の説明は、先ほどご説明しましたので、省略いたします。
--	---

	3点目、事業所の名称は、レコードブック茨木鮎川です。 4点目、事業所の所在地は、茨木市鮎川二丁目32番25号、アライブ21 105です。圏域としては、東圏域になります。 5点目、事業開始年月日は令和7年8月1日を予定しております。 利用者数は、利用定員1単位、2単位とも10人です。 7点目、構造及び面積を示しております。 構造は、鉄筋コンクリート造5階建の1階部分であり、食堂及び機能訓練室の合計面積は58.21平方メートルで、基準上、必要な面積を満たしております。 8点目、従業者を記載しております。 9点目、事業運営規程は、この資料の3ページから掲載しております。 10点目、事業者の経歴ですが、2023年11月1日設立の東京都千代田区に本社のある会社であり、デイサービスのフランチャイズを行い、開設サポート等を支援しており、大阪府内で複数のフランチャイズ実績があり、令和7年8月1日から、地域密着型通所介護、通所介護相当サービスを運営する予定です。 ページをめくっていただいて、2ページをご覧ください。 地域密着型通所介護の主な人員・設備・運営基準等、その適合状況を示しており、その他の基準について、地域密着型通所介護の指定基準をクリアしております。 3ページから7ページまでは、運営規程を掲載しております。 3ページの第1条に、事業の目的、第2条に、運営方針を記載しています。第4条に、事業所の名称等、所在地。第5条に、従業者の職種、員数及び職務内容。第6条に、営業日及び営業時間を記載しております。 以下、7ページまでは運営について掲載しております。 ページをめくっていただいて、8ページをご覧ください。日常生活圏域でのレコードブック茨木鮎川の所在地を示しております。東圏域にあります。 9ページをご覧ください。レコードブック茨木鮎川の周辺地図を掲載し、所在地を黒で囲っております。当該事業所については、令和7年7月16日に当課で現地調査を行い、設備基準を満たすことを確認しております。 最後に、右肩に資料6-7と記載のある資料をご覧ください。 株式会社心和より提出された事業移行計画についてです。同法人が運営するほほえみの郷豊川車作、ほほえみの郷車作について、変更事項がありました。
--	--

	たので、ご報告をさせていただきます。 複合サービスを運営するほほえみの郷豊川が、事業所所在地を車作に移転し、事業所名が、ほほえみの郷豊川からほほえみの郷車作に変更となりました。 次に、小規模多機能型居宅介護を運営するほほえみの郷車作が事業所所在地を豊川に移転し、事業所名が「ほほえみの郷車作」から「ほほえみの郷豊川」に変更となりました。 さらに、豊川へ移転した小規模多機能型居宅介護がサテライト型小規模多機能型居宅介護に変更となり当該事業所は複合型サービスを提供するほほえみの郷車作の出張所として機能することとなります。 以上が、地域密着型サービス事業者等の指定案件等についてのご説明です。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
井元会長	ありがとうございました。 指定が6件、変更が1件につきまして、ご説明いただきました。 それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。
事務局（萩原）	恐れ入ります。一点、事務局から申し訳ありません。 委員の皆様には、資料6－5が一部欠落していたところ、続きのものを追加でお送りさせていただいたんですけれども、本日、会場でお渡ししています資料の中が、2ページ以降が欠落したままのものになっておりまして申し訳ありませんでした。資料6－5の2ページ以降、また改めて追加で後日お渡しさせていただこうと思います。申し訳ありませんでした。
井元会長	ありがとうございます。 それでは、委員の皆様より、ご意見、ご質問がございましたらお受けしますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。 それでは、ご質問がないようでしたら、この案件につきましては、お認めいただいたものとさせていただきます。それでは、今後の予定、連絡事項等に移ります。事務局から何かございますでしょうか。 よろしくお願いいたします。

事務局（杉林）	連絡事項は1点でございます。 次回の会議につきましては、現在のところ、2月16日の月曜日14時から、場所は同じ、ここ、茨木市合同庁舎6階の会議室にて開催の方向で調整中でございます。 詳細につきましては、決定次第、改めてご連絡させていただきます。また、それまでに事業者指定の案件が上がった場合には、別途、書面にて開催することがございますので、ご了承いただきますようお願いいたします。 以上でございます。
井元会長	次回以降の協議会の開催予定ですが、今、事務局からご報告がございましたように、2月16日月曜日14時から、ここ茨木市合同庁舎6階会議室にて開催予定とのことです。 詳細につきましては、後日、事務局から通知させていただきますので、よろしくお願いいたします。 それでは、これをもちまして、会議を終了させていただきます。 予定時間を大幅に延長いたしましたけれども、皆さん、長時間のご協力ありがとうございました。 以上で終了いたします。ありがとうございました。